

改正	平成22年10月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成25年8月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公的資金研究費（以下「研究費」という。）の取扱いに係る不正使用を防止することで、社会的責任を果たすため、適正な使用の管理運営・監査について定めることを目的とする。

2 研究費に係る経理処理は、文部科学省等から示された規則に従い、事務局・その他関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとする。

(定義)

第2条 この規程において研究費とは、補助金若しくは助成金を原資とする研究費をいう。

2 この規程において不正使用とは、研究費の使用について、研究資金配分機関（以下「配分機関」という。）のルールを遵守し研究活動の遂行において、本来使用されるべきものとは異なる費用に流用しようとするものであり、主として次に掲げることをいう。

(1) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。

(2) 実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

(3) 実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

(研究者と事務職員の責務)

第3条 本学において研究費を用いて研究を行う者及び研究費の使用・管理に携わる者（以下「研究者」という。）、並びに研究費の支払い等の事務手続を担当する職員（以下「事務職員」という。）は、研究費が社会から負託された資金であることを自覚し、それを研究のために適正に使用及び管理しなければならない。

2 研究者及び事務職員は、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

第2章 研究費の管理体制

(責任体系の明確化)

第4条 本学に、研究費の管理運営・監査等及びその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

(4) コンプライアンス推進副責任者

(最高管理責任者)

第5条 大学全体を統括し研究費の管理運営・監査について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、第6条及び第7条に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の管理運営・監査が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、研究者及び事務職員等の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を定期的に関催する。

5 最高管理責任者は、研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実体と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理運営・監査について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 大学の各学部、各研究科、各附属機関及び事務局において研究費の管理運営・監査について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、家政学部長、文学部長、人間社会学部長、理学部長、通信教育課程長、家政学研究科委員長、文学研究科委員長、人間生活学研究科委員長、人間社会研究科委員長、理学研究科委員長、各附属機関の長及び事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の研究費の運営管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、学科長及び専攻主任をコンプライアンス推進副責任者に任命することができる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究費に係る事務)

第9条 事務局は、研究者の申請に基づく研究費の執行に係る事務手続を行う。

2 研究費の執行に係る事務処理体制は、以下のとおりとする。

(1) 執行内容確認及び執行手続は、財務部経理課、学務部研究・学修支援課、学務部西生田学務課及び通信教育・生涯学習事務部通信教育課が行う。

(2) 物品の契約、備品登録は、管理部施設課が行う。

(3) 図書・資料の登録は、図書館事務部図書館課及び西生田図書館課が行う。

(4) 物品の検収は、管理部検収室が行う。

(5) 支払証憑の確認及び支払手続は、財務部経理課が行う。

3 事務局は、研究費が適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて改善策を講じ、当該研究費に係る研究者に対して指示をする。

(研究費の執行等に関する相談窓口)

第10条 研究費の執行に係る事務手続及び使用ルール等に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口を、財務部経理課、学務部研究・学修支援課、学務部西生田学務課及び通信教育・生涯学習事務部通信教育課に置く。

(取引業者への対応)

第11条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、原則として取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、本学に通報すること。

3 不正な取引に関与した業者については、備品等調達管理細則に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

第3章 管理運営・監査委員会及び不正防止計画推進部署

(管理運営・監査委員会)

第12条 研究費の取扱いに係る管理運営・監査委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 家政学部長、文学部長、人間社会学部長、理学部長、通信教育課程長
- (4) 研究科委員長から1名（大学院担当理事）
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長、財務部長、管理部長、学務部長、通信教育・生涯学習事務部長
- (7) 学長が必要と認めた者（本学顧問弁護士等）

(管理委員長)

第13条 管理委員会に研究費の運営管理等の統括を行うため委員長を置くものとする。

2 委員長は学長とし、委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行うものとする。

(管理委員会の運営)

第14条 管理委員会は、委員長が招集する。

2 管理委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

3 管理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上により決するものとする。

4 当該不正使用等に利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

5 管理委員会の運営事務局は財務部及び学務部とし、管理委員会からの指示により必要となる資料等を作成し提示する。

(管理委員会の任務)

第15条 管理委員会は、次に掲げる事項を行い、研究費の使用が適正に行われるよう、運営管理に努めるものとする。

- (1) 研究費の不正使用防止のための研究者及び事務職員に対する周知、研修、教育等の企画及び実施に関すること。
- (2) 研究者及び事務職員の不正使用に係る調査に関すること。
- (3) 研究費の適正な運営管理に関すること。
- (4) 研究者及び事務職員の不正使用の存在が確認された場合の関係部署との協議及び措置に関すること。

(理事会等への報告)

第16条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に不正使用があったと認められる場合は、その原因となった制度、運用体制、再発防止のための実施すべき是正措置について管理委員会から報告を受け、それを理事会等へ報告する。

(内部監査)

第17条 研究者及び事務職員の研究費の不正使用の防止又は適正な使用を推進するため、日本女子大学公的資金研究費内部監査規程に定める監査を行う。

(不正防止計画推進部署)

第18条 不正防止計画推進部署を以下のとおりとする。

2 不正防止計画推進部署の責任者を事務局長とし、総務部、財務部、管理部、学務部、通信教育・生涯学習事務部及び図書館事務部で構成する。

3 不正防止計画推進部署は、管理委員会から委譲された権限の下、関係部局と協力して研究費の取り扱いルールの特明確化・統一化を図り、不正防止計画を策定する。また、関係者の意識向上に努める。

第4章 通報及び調査

(通報窓口の設置)

第19条 不正使用に関する通報若しくは情報提供又は告発(以下「通報等」という。)を受け付ける窓

口(以下「窓口」という。)として、総務部総務課内に学内窓口、第三者機関に学外窓口を置く。

- 2 窓口は、通報等を受け付けた場合は、理事長に速やかに当該通報等の内容を報告する。
- 3 報告を受けた理事長は、速やかに最高管理責任者へ通知する。

(不正使用に係る調査)

第20条 不正使用の調査は、予備調査及び本調査並びに再調査とする。

(予備調査)

第21条 通報等の通知を受けた後、最高管理責任者は管理委員会を招集し、管理委員会において予備調査が必要と判断する場合は、関連する部局長に、速やかに予備調査を実施するよう指示する。

- 2 関連する部局長は、管理委員会から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報等の信憑性について調査するものとし、その結果を管理委員会に報告するものとする。
- 3 管理委員会は、前項の報告に基づき本調査の可否を判断し、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、管理委員会から受けた結果の概要を通報者及び調査対象者に書面により通知するとともに、通報等の受付から30日以内に等該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第22条 最高管理責任者は、前条第3項において本調査の実施が決定されたときは、調査委員会を設置し、速やかに調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者(調査委員長となる。)

(2) 事務局長

(3) 総務部長、財務部長、管理部長、学務部長、通信教育・生涯学習事務部長

(4) 大学、通報者及び調査対象者と直接利害を有しない弁護士、公認会計士等の第三者から統括管理責任者が委嘱する者 若干名

(5) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

(本調査の任務)

第23条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は配分機関に報告又は協議する。
- 3 調査委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 調査対象者は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

(審理及び裁定)

第24条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し裁定を行う。

- 2 裁定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、不正使用の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 懲戒事由等に該当する可能性のある場合、最高管理責任者への報告
 - (2) 教育研究活動の停止措置等に関する最高管理責任者への勧告
 - (3) 研究費の使用停止・返還措置等に関する最高管理責任者への勧告
 - (4) 定期的な報告の義務付け等調査委員会による継続的な指導
 - (5) その他不正使用の排除のために必要な措置

- 4 調査委員会は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、裁定対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(本調査の結果)

第25条 調査委員会は、本調査が終了したときは、報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。ただし、研究費の不正使用の事実があると認定するためには、全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果を通報者及び調査対象者に書面により通知する。

(不服申し立て)

第26条 研究費の不正使用の事実があると認定された調査対象者は、前条第2項の通知の日から7日以内に、最高管理責任者に対し書面により不服申し立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して7日以内に不服申し立てを行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、不服申し立てがなされた場合、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断した場合は、速やかに再調査を開始する。
- 3 再調査にあたっては、第22条から第25条の規定を準用する。
- 4 再調査の結果に対しては、不服を申し立てることができない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第27条 最高管理責任者は、配分機関に対して原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告する。
- 3 前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進行状況を報告し、又は中間報告を提出する。
- 4 前2項のほか、配分機関から求められたときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 5 最高管理責任者は、前1項による報告の結果、配分機関から不正使用に係る研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者に該当額を返還させるものとする。

(懲戒)

第28条 最高管理責任者は、第25条による調査結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、不正使用の事実があると認定された対象者に対し、懲戒を加えることができる。
- 3 懲戒は、別に定める公的資金研究費の不正使用に対する懲戒処分に関する規則による。
- 4 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(公表)

第29条 不正使用に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正使用の事実があると認定した場合において、当該不正使用が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正使用を行った者の氏名、不正使用の内容その他必要な事項を公表する。
- 3 不正使用が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に該当事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われていなかったこと、その他必要な事項を公表する。
- 4 通報が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該通報者の氏名その他の必要な事項を公表する。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第30条 この規程に基づき、不正使用に関する対応、その他の手続に関与した委員及び関係する事務局職員(以下「手続関係者」という。)は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止)

第31条 手続関係者は、調査対象者の名誉、プライバシーの保護及びその他人権を尊重するよう、配慮しなければならない。

- 2 通報等に基づく調査の実施に当たり、通報者等の秘密を守るため、当該通報者等が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不

利益な取扱いも受けない。

(関連資料の保管)

第32条 事務局は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用に係る調査の記録及び関係資料について、文書規程の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、通報者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管・保存しなければならない。

第6章 雑則

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成19年7月10日から施行する。

(見直し)

2 この規程について施行状況等を勘案し、必要がある場合には見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (対象の明確化及び事務組織改編に伴う改正)

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則 (責任体系の明確化等に伴う改正)

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則 (内部監査に関する規定の変更に伴う改正)

この規程は、平成25年8月1日から改正施行する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則 (研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)改正に伴う改正)

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則 (事務組織変更及び研究費配分対象者の追加に伴う改正)

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。